

長崎県医師会は、情報共有のツールとして活用している地域医療情報ネットワーク「あじさいネット」が全国ネットワークへの統合や行政支援の縮小により存続の危機にあり、基金活用の拡大を国に要望していることや、離島が多い地域特性から、モバイルクリニックの実施実験や薬の配送にドローンを活用する等の取り組みを紹介した。

全体討議の後、事前に寄せられた日医執行部への質問に対し、江澤常任理事と今村常任理事より一括して答弁が行われた。

※ D グループ提案内容と全体討議内容、日医執行部質問内容は以下をご参考ください

<https://www.okinawa.med.or.jp/medical/kaihou/houkoku/202303-2/>



最後に中央情勢に関する報告として、①令和7年診療所の緊急経営調査について、②ベースアップ評価料について、③日本医師会会費減免対象者の拡大について、④外部理事・外部監事の選任について、⑤難病こども支援「万博プロジェクト」について、各担当の常任理事より説明が述べられた。



お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	卒後5年間	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例: 令和7年4月1日に出産した場合→令和8年度が減免	医学部卒業後の5年間(年度単位)	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL : 098-888-0087